

12月定例会

12月5日から12月13日まで開催されました。

町長から提出された案件は、個人情報保護に関する条例、町長等及び職員の給与条例の一部改正、職員の定年等の条例の一部改正など14議案、議員側からは、2件の意見書及び議会の個人情報保護に関する条例案が提出され、いずれも可決された。

令和4年度松伏町一般会計補正予算（第6号） 3億2,919万円の増額（年度総額110億1,487万円）

〈主な歳入〉

| | |
|-------|-----------|
| 地方交付税 | 2,934万円 |
| 国庫支出金 | 2,902万円 |
| 県支出金 | 2,276万円 |
| 町債 | 2億4,380万円 |

〈主な支出〉

| | |
|--------------|-----------|
| 障害福祉サービス支援事業 | 7,568万円 |
| 公民館管理運営事業 | 2億3,790万円 |
| 農業集落排水事業 | 1,396万円 |
| 町道維持管理事業 | △1,760万円 |
| 小学校教育環境整備事業 | 776万円 |

主な質疑

問 障害福祉サービス事業の増額の理由は。

答 福祉介護職員の月額収入が令和4年10月以降3%程度の処遇改善が実施されている。また、近年障がい者の方の高齢化により、一人当たりのサービスの経費が増加し、さらに、精神的な疾患などによりヘルパー等の支援を要するなどが増額の要因となり、当初予算を上回ると判断したため。

問 公民館管理運営事業の追加の理由は。

答 中央公民館の空調設備については、過去幾度となく修繕を行ってきた。設置後数十年も経過し、今般の光熱水費の高騰もあり、新しい装置に入れ換えたい。工事期間は令和5年2月頃から約11ヵ月と考えている。工事期間中の公民館の運営については、契約した工事業者と調整を図り、できる限り町民の皆様が活用できるようにしたい。

問 農業集落排水事業の追加の理由は。

答 公営企業会計の移行について、国から令和6年度から移行について要請されていたため。

問 町道維持管理事業の減額理由は。

答 松伏第二歩道橋補修工事を実施しなくなったため減額するもの。現地調査において安全性に問題があることが報告されたので、通行止めとしている。今後、撤去等を予定している。

問 小学校教育環境整備事業の追加の理由は。

答 松伏第二小学校で令和5年4月から開設予定の発達障害・情緒障害通級指導教室の設置に伴う工事費である。この教室での通級指導を希望している児童は、令和4年11月末時点で16名である。

議案質疑

松伏町健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を改定

| 区 分 | 現行 | 改定後 |
|--------------|------|-------|
| 基礎課税額 | 63万円 | 65万円 |
| 後期高齢者支援金等課税額 | 19万円 | 20万円 |
| 介護納付金課税額 | 17万円 | 17万円 |
| 合計 | 99万円 | 102万円 |

問 県内の改正状況、影響を受ける世帯は。
 答 63市町村の内、40市町村で99万円、22市町村で102万円（法定上限）、三郷市は96万円。影響を受ける世帯は81世帯の見込み。

松伏町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

問 今回の一部改正についての内容は。
 答 職員の定年を現在の60歳から65歳に引き上げるもの。2年に1歳ずつ定年を引き上げ、令和13年度より定年が65歳になる。

| 退職時期 | 年齢 | 人数 |
|-------------------------|-----|----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで | 61歳 | 4人 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで | 62歳 | 5人 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで | 63歳 | 6人 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64歳 | 4人 |

問 定年延長による新人採用への影響は。
 答 隔年で影響がある。しかし、学卒、社会人等計画的に採用していく方向である。

人 事

松伏町教育委員会委員の任命

渡邊 淳子氏(再任) 任期:令和4年12月17日から令和8年12月16日まで

臨時会

10月28日に開催されました。

提出された議案はすべて可決されました。

令和4年度松伏町一般会計補正予算（第5号）

物価高騰対策に係る電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費、新型コロナウイルス感染症対策に係る商工業活性化事業費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の増額等を中心に編成したものの。

主な質疑

問 商工業活性化事業の内容は。

答 令和4年7月に議決を頂いた商工業活性化事業、松伏町みんなで応援商品券5,000円分を全世帯に交付する準備を進めていたところ、令和4年9月9日付で内閣府より電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の通知があったことから、エネルギー・物価高騰の影響を受けている町内の飲食業や小売業並びに町民生活のさらなる支援を行うため、既に事業化をしていた商品券1世帯5,000円分の交付額に1万円を追加して、交付額を1万5,000円分に増額するもの。

問 使用店舗はどうなっているのか、また使用期限がいつまでなのか。

答 使用店舗については、登録を頂いた112店舗で使用することが可能。使用期限については、当初は12月中としていたが、1か月延長し、令和5年1月31日までとする。

問 近隣の市はどのような形でやるのか。

答 今のところこういった事業の臨時会をお願いするのは、松伏町が5市1町では一番最初。他市においてはプレミアム商品券をすとか、また対象を限って金額を支給するとか、まだ様々な検討をしている段階と伺っている。

